

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

2023 年 4 月 1 日

株式会社三井 E&S

2023 年 4 月 1 日

吸収合併に係る事後開示書類
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号
株式会社三井 E&S
代表取締役社長 高橋 岳之

株式会社三井 E&S (以下「甲」といいます。なお、甲は、その商号を本日付で「株式会社三井 E&S ホールディングス」から「株式会社三井 E&S」に変更しております。) 及び株式会社三井 E&S マシナリー (以下「乙」といいます。) は、2022 年 3 月 31 日付で吸収合併契約書を締結し、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社、効力発生日を 2023 年 4 月 1 日とする吸収合併 (以下「本合併」といいます。) を行いました。

本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日 (会社法施行規則第 200 条第 1 号)

2023 年 4 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項 (会社法施行規則第 200 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求 (会社法第 785 条)

乙の株主は甲のみであり、甲は乙の特別支配株主に該当することから、会社法第 785 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

ii 新株予約権買取請求 (会社法第 787 条)

乙は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

iii 債権者の異議 (会社法第 789 条)

乙は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 2 月 20 日付の官報及び電子公告にて、吸収合併をする旨、甲の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収合併）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併の要件を満たすことから、甲に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

甲は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 2 月 20 日付の官報及び電子公告にて、吸収合併をする旨、乙の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

甲は、本合併の効力発生日である 2023 年 4 月 1 日をもって、乙からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙に記載のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本合併の効力発生日である 2023 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。

また、甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行

いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した甲の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はいませんでした。

以 上

吸収合併に係る事前開示書類

2023 年 2 月 20 日

株式会社三井 E&S ホールディングス

株式会社三井 E&S マシナリー

2023年2月20日

吸収合併に係る事前開示書類

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項
吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく開示事項)

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&Sホールディングス
代表取締役社長 高橋 岳之

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&Sマシナリー
代表取締役社長 田中 一郎

株式会社三井E&Sホールディングス（以下「甲」といいます。）及び株式会社三井E&Sマシナリー（以下「乙」といいます。）は、2022年3月31日付で吸収合併契約書を締結し、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社、効力発生日を2023年4月1日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことにいたしました。

本合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 合併対価についての定め相当性に関する事項

本合併に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。乙は、甲の完全子会社であり、甲がその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱い相当と考えられています。

なお、甲及び乙は、会社計算規則第2条第3項第36号に規定する共通支配下関係にありますが、乙の株主は甲のみであり、乙に少数株主は存在しないため、乙の少数株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2に記載のとおりです。

- (2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

甲は、2022年4月1日付で、当時甲の連結子会社であった株式会社MESファシリティーズ（以下「MESF」といいます。）に対して、甲が有していた自動車教習所運営事業に関する権利義務を会社分割（吸収分割）の方法で承継させた上で、甲が保有するMESFの全株式について、日本ハウズイング株式会社に譲渡しました。詳細については、甲が2021年12月23日に公表した「子会社株式の譲渡及び会社分割（簡易吸収分割）に関するお知らせ」をご参照ください。

甲は、2021年10月1日付で、当時甲の連結子会社であった三井E&S造船株式会社（以下「MES-S」といいます。）の株式の49%を常石造船株式会社（以下「常石造船」といいます。）に譲渡しましたが、両社の協業による相乗効果をさらに創出するため、甲が保有するMES-S株式のうち17%を、2022年10月3日付で常石造船に譲渡しました。詳細については、甲が2022年5月27日に公表した「連結子会社の異動を伴う株式の一部譲渡に関するお知らせ」をご参照ください。

甲は、2022年6月30日付で、第三者割当ての方法により、SMBCCP投資事業有限責任組合1号に対し、発行価額を1株500円として、A種優先株式18,000,000株を発行しました。詳細については、甲が2022年6月30日に公表した「第三者割当てによる種類株式の払込完了及び発行、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の処分の効力発生に関するお知らせ」をご参照ください。

6. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

- (1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3に記載のとおりです。

- (2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

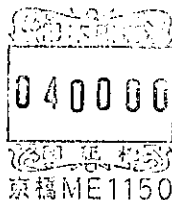
該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生後における甲の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本合併の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上より、本合併の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上



吸収合併契約書

株式会社三井 E&S ホールディングス（以下「甲」という。）、株式会社三井 E&S マシナリー（以下「乙」という。）及び株式会社三井 E&S ビジネスサービス（以下「丙」という。）は、2022 年 3 月 31 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収合併の方法）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併①」という。）を行う。
2. 甲及び丙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、丙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併②」といい、本合併①と併せて「本合併」という。）を行う。

第 2 条（商号及び住所）

甲、乙及び丙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：吸収合併存続会社
(商号) 株式会社三井 E&S ホールディングス
(住所) 東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号
- (2) 乙：吸収合併消滅会社
(商号) 株式会社三井 E&S マシナリー
(住所) 東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号
- (3) 丙：吸収合併消滅会社
(商号) 株式会社三井 E&S ビジネスサービス
(住所) 東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号

第 3 条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 乙の株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本合併①に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。
2. 丙の株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本合併②に際して、丙の株主に対し、その保有する丙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第 4 条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。
但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲、乙及び丙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本合併に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する甲の株主総会決議を求める
2. 乙及び丙は、それぞれ、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

第7条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲、乙若しくは丙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲、乙及び丙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（本合併の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条第1項但書に規定する場合において同但書に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第9条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）



本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙及び丙はその写しを保有する。

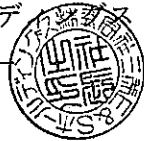
2022年3月31日



甲： 東京都中央区築地五丁目6番4号

株式会社三井E&Sホールディングス

代表取締役社長 岡 良一



乙： 東京都中央区築地五丁目6番4号

株式会社三井E&Sマシナリー

代表取締役社長 田中 一郎



丙： 東京都中央区築地五丁目6番4号

株式会社三井E&Sビジネスサービス

代表取締役社長 飯塚 岳史





第119期

事業報告の附属明細書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

株式会社三井E&Sホールディングス

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大がピークアウトしつつあり経済活動が本格再開する中、ウクライナ危機の発生により、市況価格のさらなる高騰等、先行き不透明な状況にあります。米国では経済活動の再開に伴う需要の高まりによる供給不足でインフレが継続し、欧州でも各国政府が行動制限の緩和を進めているものの、ウクライナ情勢の緊迫化により景況感に悪化の兆しが見え始めております。中国では環境保全や不動産投資に対する政府の規制強化と感染拡大阻止に向けた厳しい行動制限等を背景に経済活動は減速傾向にあります。

一方、国内経済においても、新型コロナウイルスに対するワクチン接種の進展により、経済活動に回復の兆しが見られましたが、原材料価格や原油価格の高騰、急激な為替変動など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社の持分法適用関連会社である三井海洋開発株式会社が、コロナ禍に端を発する各種工程の遅延等を背景として当期の業績予想を大幅に下方修正いたしました。同社業績予想の修正を受け、当社も連結決算において多額の持分法による投資損失を計上する見込みとなり、当社通期業績予想を下方修正いたしました。この事態打開のため、現在進めている「三井E&Sグループ 事業再生計画（事業再生計画）」（2019年5月に策定、2019年11月に一部見直し）の早期完遂、財務体質・収益体質の健全化、及び「2020年度中期経営計画（20中計）」（2020年8月に策定）に示す成長戦略の推進を最優先に取り組んでおります。

事業再生計画においては、2021年10月1日付で、「三井E&S造船株式会社の艦艇事業等（同日付で三菱重工マリタイムシステムズ株式会社に商号変更）の譲渡」及び、「三井E&S造船株式会社の商船事業の一部株式譲渡」、2022年1月11日付で「四国ドック株式会社の株式持分全ての譲渡」、2022年4月1日付で「株式会社MESファシリティーズ（同日付で株式会社NHファシリティーズに商号変更）の株式譲渡」がそれぞれ完了しました。また、財務体質の健全化及び成長投資のための資本対策として、2022年3月31日付で、「第三者割当によるA種優先株式の発行」及び、「第三者割当による第1回行使価額修正条項付新株予約権の発行」により、合計約170億円の資金調達を行うことを公表し、2022年4月18日付で、「第1回行使価額修正条項付新株予約権」の発行価額の全額の払込が完了しました。

さらに、当社グループは、今後の成長と収益力向上のために事業と経営との距離を縮め、一体となり戦略立案・実行スピードを上げることを目的として、2023年4月1日付で純粋持株会社体制を解消することを決定し、株式会社三井E&Sマシナリー及び株式会社三井E&Sビジネスサービスと、2022年3月31日付で吸収合併契約を締結しました。また、本吸収合併後の当社は、2022年6月28日開催予定の第119回定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、2023年4月1日付で商号を「株式会社 三井E&S」に変更する予定です（2022年3月31日公表）。

このように、事業再生計画に一定の目途が付けられる状況に至りましたが、一方で、当社グループを取り巻く事業環境が大きく変化したことを踏まえ、「2023年度中期経営計画（23中計）」を1年前倒しし、2022年度からスタートすることを、2022年5月13日付で公表しました。23中計に示す成長戦略の一環として、コア事業である船用推進エンジン事業の、開発・生産・アフターサービス強化のため、2022年3月31日付で、「株式会社IHI原動機の船用大型エンジン及びその付随事業の承継に関する基本合意書」を株式会社IHIと締結しました。

当社グループでは、2022年度を、事業再生計画の仕上げと、成長戦略の遂行に向けた土台固めと位置づけ、事業再生計画における各施策の完遂と、20中計及び23中計に示す戦略を実行・加速することで、新生三井E&Sグループの企業価値向上に取り組んでまいります。

当期の連結受注高は、連結子会社の株式売却に伴い連結範囲から外れたことにより、前期と比べて656億円減少の5,111億円となりました。売上高は、船舶部門において新造船工事の減少及び、エンジニアリング部門において連結子会社の売却等により653億円減少の5,794億円となりました。営業損失は、エンジニアリング部門において期末の為替相場の影響により引当済みの外貨建て費用が一時的に増加したことなどにより、100億円（前期は122億円の営業損失）となりました。経常損失は、営業損失の計上及び持分法による投資損失を計上したことなどにより、257億円（前期は82億円の経常損失）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、経常損失の計上及び法人税等調整額（借方）の計上により、218億円（前期は1億円の親

会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

報告セグメントの状況は次のとおりです。なお、事業再生計画に伴う所管変更により、当期より艦船・航空機用特殊機器の販売・維持管理を行う三井造船特機エンジニアリング株式会社、船舶・海洋関連の研究開発を行う株式会社三井造船昭島研究所、船舶の製造・修理・改造などを行う四国ドック株式会社、ガス関連エンジニアリングを行うTGE Marine Gas Engineering GmbH社を、「船舶」セグメントから「その他」セグメントへ、グループ共有の機能分担会社となったDASH ENGINEERING PHILIPPINES, INC. 社を、「エンジニアリング」セグメントから「その他」セグメントへそれぞれ変更しております。前期との比較は変更後の区分に基づいて記載しております。

【船舶部門】

連結の受注高は、新造船の受注が低調であったことなどにより、前期と比べて183億円減少の195億円となりました。売上高は、新造船工事の減少などにより、前期と比べて320億円減少の281億円となり、営業損失は、不採算工事の減少などにより、前期と比べて15億円改善の4億円となりました。

【海洋開発部門】

F P S O（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）等の事業を担う三井海洋開発株式会社及びその連結子会社は、持分の減少に伴い、第3四半期末より持分法適用関連会社に変更となっております。そのため、受注高、売上高、営業損益の認識は連結子会社であった第3四半期までとなり、第4四半期以降の損益は持分法投資損益として連結数値に反映しております。

連結の受注高、売上高及び営業損失の9か月実績は、それぞれ、前期と比べて501億円減少の2,707億円、325億円増加の3,233億円、137億円改善の81億円の損失となりました。同社グループに係る持分法投資損益は、新型コロナウイルス感染拡大による建造工事の収益率の低下や、進捗の遅れ等による追加費用が生じたこと、チャーターサービスを提供するF P S Oの操業停止及び修繕費の発生などにより、167億円の損失となりました。

【機械部門】

連結の受注高は、各事業において新型コロナウイルス感染症拡大に伴う投資抑制が解消されつつあることを受け、前期と比べて234億円増加の1,488億円となりました。売上高は、主に船用ディーゼル機関の前期の受注高減少に伴う出荷台数減少などにより、前期と比べて53億円減少の1,537億円となり、営業利益は、売上高の減少などにより前期と比べて17億円減少の82億円となりました。

【エンジニアリング部門】

連結の受注高は、前期に環境関連事業の子会社を譲渡した影響などにより、前期と比べて208億円減少の17億円となりました。売上高は、新規受注を控えた影響に加え連結子会社の減少により前期と比べて306億円減少の76億円となり、営業利益は、引当済みの外貨建て費用が期末の為替相場により一時的に増加したことなどにより、前期と比べて113億円悪化し108億円の損失となりました。

【その他部門】

連結の受注高は、前期と比べて2億円増加の704億円に、売上高は、陸上用ディーゼル発電プラントの減少及び前期に橋梁事業子会社等を譲渡した影響などにより、前期と比べて300億円減少の666億円となり、営業利益は、前期とほぼ同額の11億円となりました。

【主要な事業内容】（2022年 3 月31日現在）

次に掲げる製品、部品及びこれに関連する設備の設計、製造、エンジニアリング、建設・据付、販売並びに修理・保守保全に関する事業及び各種サービス業

区 分	主 要 営 業 品 目
船舶	船舶、高速旅客船、海洋構造物、水中機器、設計エンジニアリングサービス、船舶関連装置・機器、鉄鋼構造物
海洋開発	浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備
機械	船用・陸用ディーゼル機関、船用機器、ガスエンジン、蒸気タービン、送風機、圧縮機、ガスタービン、コージェネレーション設備、プロセス機器、コンテナクレーン、産業用クレーン、コンテナターミナルマネジメントシステム、遠隔操作マニピュレータ、地中埋設物・建築物探査レーダ、誘導加熱装置、造波装置
エンジニアリング	発電事業、海外土木・建築工事全般
その他	陸上用ディーゼル発電プラント、情報・通信関連機器、システム開発、ガス関連エンジニアリング、艦船・航空機用特殊機器

【企業集団のセグメント別情報】

（単位 百万円）

区 分	受注高	売上高	受注残高
船 舶	19, 521	28, 088	7, 991
海 洋 開 発	270, 697	323, 322	-
機 械	148, 769	153, 736	90, 443
エンジニアリング	1, 652	7, 629	20, 844
そ の 他	70, 449	66, 586	129, 354
計	511, 089	579, 363	248, 634

(2) 設備投資の状況

当社グループの設備投資額は90億円であり、その主な内容は、F P S O用デジタルライゼーション開発費用、コンプレッサ総合組立工場の新設工事などであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、短期借入金283億円、長期借入金155億円などの調達を行い、短期借入金及び長期借入金の約定弁済、社債の償還、運転資金等に充当しております。

(4) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	49,380 百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	31,465
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6,622

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 116 期 (2018年度)	第 117 期 (2019年度)	第 118 期 (2020年度)	第 119 期 (2021年度)
受 注 高 (百 万 円)	710,127	996,848	576,668	511,089
売 上 高 (百 万 円)	656,504	786,477	644,686	579,363
営 業 損 失 (△) (百 万 円)	△59,703	△62,079	△12,243	△10,029
経 常 損 失 (△) (百 万 円)	△50,502	△60,457	△8,223	△25,742
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (百万円)	△69,599	△86,210	134	△21,825
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	△861.09	△1,066.47	1.67	△269.94
総 資 産 (百 万 円)	999,100	840,380	759,029	409,150
純 資 産 (百 万 円)	280,239	105,355	88,480	62,949
1株当たり純資産 (円)	1,973.91	796.36	793.54	706.06

- (注) 1. 第119期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第119期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 第119期において、連結子会社であった三井海洋開発株式会社は国際財務報告基準 (I F R S) を適用しており、第118期につきましても I F R S に準拠した同社数値に基づき記載しております。
3. 三井海洋開発株式会社の株式の一部売却に伴い、同社及び同社の連結子会社を第119期の第3四半期までは連結子会社として、第4四半期は持分法適用関連会社として取り扱っております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、エンジニアリング事業の海外大型EPC（設計・調達・建設）プロジェクトの損失により、財務基盤が大きく毀損したことから、この回復を最優先課題としてまいりました。また、造船事業やエンジニアリング事業など、不採算事業からの撤退や新たな収益の柱となる成長事業の育成を進めています。このような状況のもと、当社グループは、ステークホルダーの皆様の信頼回復に向け「三井E&Sグループ 事業再生計画（事業再生計画）」に加え、「2023年度中期経営計画（23中計）」を1年前倒しでスタートさせ、2022年度は事業再生計画の仕上げと、成長戦略の遂行に向けた土台固めに取り組んでまいります。具体的には以下のとおりです。

(財務体質及び収益体質の強化)

事業再生計画に基づく、事業や資産売却の実行に加え、財務体質の健全化及び成長資金確保のため、2022年3月31日付で、合計約170億円の資本対策を行うことを公表しました。さらに、23中計では、「事業再生計画の仕上げ」、「成長戦略」、「機能戦略」を基本方針とした戦略を掲げ、成長戦略による売上規模拡大と収益安定化を図り、財務体質のさらなる改善に努めます。

(成長戦略の推進)

23中計では、「マリン領域を軸に、当社グループの中核事業である舶用推進事業、港湾物流事業を「グリーン」と「デジタル」の切り口で発展させる」ことを成長戦略の柱としております。具体的な施策は 次のとおりです。

①コア事業の強化

コア事業を「舶用推進」「港湾物流」「保守・探査」と明確にし、コア事業を軸に収益力強化を進めてまいります。この一環として、2022年3月31日付で、「株式会社IHI 原動機の舶用大型エンジン及びその付随事業の承継に関する基本合意書の締結」を公表し、コア事業である「舶用推進」の、舶用大型機関の開発・生産・アフターサービス強化を進めてまいります。

②収益モデルの変革

コア事業である「舶用推進」「港湾物流」の各事業を、「グリーン戦略」と「デジタル戦略」により、さらなる強化を進めてまいります。

グリーン戦略では、当社環境対応製品のエンジニアリングに注力し、脱炭素関連製品提供を進めてまいります。また、デジタル戦略では、当社サービス網とデジタル技術の掛け合わせによるサービス開発により、海上輸送と港湾荷役の連携など強みを持つ分野で、デジタル技術を活用したサービスを提供してまいります。

(サステナビリティ課題の取り組み)

気候変動や人口縮小社会の到来は、当社事業にも重要な経営課題と認識し、当社事業へのリスクと機会を踏まえ、戦略マテリアリティを、「脱炭素社会の実現」と「人口縮小社会の課題解決」と設定いたしました。この戦略マテリアリティに向け、中長期の目標を掲げ、取り組みを推進してまいります。

(7) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
三井E&S造船株式会社	100 百万円	51.0 %	設計エンジニアリングサービス、船用機器、操船システム、DX・モニタリング、技術支援など
株式会社三井E&Sマシナリー	2,020 百万円	100.0	船用ディーゼル機関、各種産業機械、運搬機の製作、据付、アフターサービスなど
株式会社三井E&Sエンジニアリング	100 百万円	100.0	プラントなどの設計、調達、エンジニアリング、建設・据付、修理・保守業務など
株式会社加地テック	1,440 百万円	51.3	ガスコンプレッサ、空気コンプレッサ、関連周辺機器などの製造販売
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	170 百万DKK	100.0	陸上用ディーゼル発電プラントの建設、操業及び保守点検
三井E&Sシステム技研株式会社	720 百万円	100.0	システムの開発、販売

(注) 1. DKK…デンマーククローネ

2. 当社の100%子会社であるMesco Denmark A/Sが、持株会社としてBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sの議決権を100%保有しております。
3. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社を含む計52社であり、持分法適用関連会社は65社であります。
4. 三井海洋開発株式会社は、株式の一部売却に伴い連結の範囲から除外しております。
5. 議決権比率は小数第2位以下を切捨てて表示しております。

(8) 主要拠点等(2022年3月31日現在)

①当社

会 社 名	住 所
株式会社三井E&Sホールディングス	東京都中央区

②子会社

会 社 名	住 所
三井E&S造船株式会社	(本社) 東京都中央区 (事務所) 岡山県玉野市、千葉県市原市
株式会社三井E&Sマシナリー	(本社) 東京都中央区 (工場) 岡山県玉野市、大分県大分市
株式会社三井E&Sエンジニアリング	(本社) 東京都中央区
株式会社加地テック	(本社) 大阪府堺市
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	(本社) デンマーク国
三井E&Sシステム技研株式会社	(本社) 千葉県千葉市

(注) 三井海洋開発株式会社は、株式の一部売却に伴い、連結の範囲から除外しております。

(9) 従業員の状況(2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

部 門	従業員数
船 舶	478 名
海 洋 開 発	-
機 械	3,003
エ ン ジ ニ ア リ ン グ	25
そ の 他	3,122
全 社 (共 通)	37
合 計	6,665

(注) 1. 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

2. 当事業年度より事業部門を変更したため、前事業年度比増減については、前事業年度の数値を変更後の事業部門に組み替えて比較した人数を記載しております。

3. 船舶部門が前事業年度末に比べて718名減少していますが、その主な要因は連結子会社である三井E&S造船株式会社における艦艇事業等の譲渡によるものです。

4. 海洋開発部門は、前事業年度末に比べて4,781名減少していますが、その主な要因は連結子会社であった三井海洋開発株式会社の株式の一部売却に伴い、同社及び同社の連結子会社を持分法適用関連会社に変更し、連結の範囲から除外したことによるものです。

5. エンジニアリング部門が前事業年度末に比べて603名減少していますが、その主な要因は連結子会社であった三井E&S環境エンジニアリング株式会社の株式譲渡に伴い、連結の範囲から除外したことによるものです。

②当社の従業員数

従業員数	前年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
37名	1名減少	47.0歳	21.0年

(注) 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(10) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

- イ. 当社100%出資の子会社である株式会社三井E&Sエンジニアリングは、2021年4月1日付で、三井E&S環境エンジニアリング株式会社（株式会社三井E&Sエンジニアリング100%出資の子会社）に、環境エンジニアリング事業に関する権利義務を吸収分割の方法により承継させた上で、同社の全株式をJFEエンジニアリング株式会社に譲渡しました。
- ロ. 当社は、2021年10月1日付で、当社100%出資の子会社である三井E&S造船株式会社の艦艇事業等を、吸収分割の方法により当社100%出資の子会社であるMM艦船事業分割準備株式会社に承継させた上で、同社の全株式を同日付で三菱重工業株式会社に譲渡しました。また、当社は、同日付で、当社の保有する三井E&S造船株式会社（艦艇事業等を除く）の株式の49%を常石造船株式会社に譲渡しました。
- ハ. 当社は、2021年11月25日付で、当社の保有する三井海洋開発株式会社の株式の一部（発行済株式総数の1.00%）を売却しました。
- ニ. 当社は、2022年1月11日付で、当社が保有していた四国ドック株式会社の全株式（発行済株式総数の49.5%）を譲渡しました。
- ホ. 当社は、2022年3月31日付で、株式会社IHIと、同社100%出資の子会社である株式会社IHI原動機の船用大型エンジン及びその付随事業を承継することの協議及び検討を開始することについて、基本合意書を締結しました。
- ヘ. 当社は、2023年4月1日付で純粋持株会社体制を解消し、事業持株会社体制へ移行することを目的として、2022年3月31日付で、当社を存続会社とし、当社100%出資の子会社である株式会社三井E&Sマシナリー及び株式会社三井E&Sビジネスサービスを消滅会社とする吸収合併契約を両社と締結しました。当該吸収合併の効力発生日は、2023年4月1日を予定しております。
また、2022年6月28日開催予定の第119回定時株主総会において定款一部変更の承認決議がなされることを条件として、当社は、上記吸収合併の効力発生と同時に、商号を「株式会社三井E&S」に変更する予定です。
- ト. 当社は、2022年4月1日付で、当社100%出資の子会社である株式会社MESファシリティーズに、自動車教習所運営事業に関する権利義務を吸収分割の方法により承継させた上で、同社の全株式を日本ハウズイング株式会社に譲渡しました。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 150,000,000株
 ②発行済株式の総数 普通株式 83,098,717株
 （資本金の額 44,384,954,321円）
 ③株主数 52,318名
 ④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,807	10.89
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	2,986	3.69
今治造船株式会社	2,900	3.58
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,646	3.27
三井物産株式会社	2,550	3.15
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	2,348	2.90
株式会社日本カストディ銀行 （三井住友信託銀行退職給付信託口）	2,331	2.88
CITIBANK HONG KONG PBG CLIENTS H.K.	1,893	2.34
大樹生命保険株式会社	1,600	1.97
株式会社三井住友銀行	1,364	1.68

- (注) 1. 当社は、2,239,251株の自己株式を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 なお、自己株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に当社が所有していない株式400株を含んでおります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行退職給付信託口）の保有する当社株式は、三井住友信託銀行株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

名称 (発行決議日)	新株 予約 権の 数	新株予約権の 目的である株式の 種類及び数	新株予約権 の払込金額	新株予約権 の行使に際 して出資さ れる財産の 価額	権利行使期間	新株予約権の 保有状況
第2回 新株予約権 (2014年7月 31日)	18個	普通株式 1,800株 (新株予約権 1個につき 100株)	新株予約権 1個当たり 191,000円 (1株当たり 1,910円)	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2014年8月23日～ 2044年8月22日	取締役(社外 取締役を除 く)1名 6個 監査役2名 12個
第3回 新株予約権 (2015年7月 31日)	27個	普通株式 2,700株 (新株予約権 1個につき 100株)	新株予約権 1個当たり 169,000円 (1株当たり 1,690円)	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2015年8月22日～ 2045年8月21日	取締役(社外 取締役を除 く)1名 9個 監査役2名 18個

- (注) 1. 取締役及び監査役が保有している新株予約権は、新株予約権発行時に執行役員又は理事の地位にあったときに付与されたものです。
2. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、普通株式10株を1株にする株式併合を実施したことにより「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. その他新株予約権等に関する重要な状況

名称(発行決議日)	第1回行使価額修正条項付新株予約権(2022年3月31日)
新株予約権の総数	200,000個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式20,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり260円 (1株当たり2.60円)
新株予約権の払込期日	2022年4月18日
新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額	- 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた額とする。 - 行使価額は、当初403円とする。ただし、行使価額は、修正又は調整されることがある。
権利行使期間	2022年4月19日から2025年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.8を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	S M B C 日興証券株式会社

4. 会社役員に関する事項

①取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	担 当	氏 名	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	（ CEO、エンジニアリング事業管理室 及び成長事業推進室担当 ）	岡 良 一	—
代 表 取 締 役 副 社 長	（ 社長補佐、CFO、財務経理部及び IR室担当 ）	松 原 圭 吾	—
取 締 役	（ CISO、経営企画部担当 ）	松 村 竹 実	—
取 締 役	（ CC0、監査法務部及び人事総務部 担当 ）	高 橋 岳 之	—
取 締 役		田 中 稔 一	三井化学㈱名誉顧問
取 締 役		芳 賀 義 雄	—
常 勤 監 査 役		塩 見 裕 一	—
常 勤 監 査 役		田 口 昭 一	—
監 査 役		田 中 浩 一	(株)ホンダトレーディング 社外監査役
監 査 役		上 野 誠 一	—

- (注) 1. CEO：最高経営責任者（Chief Executive Officer）
2. CFO：財務統括責任者（Chief Financial Officer）
3. CISO：情報セキュリティ統括責任者（Chief Information Security Officer）
4. CC0：コンプライアンスに関する統括責任者（Chief Compliance Officer）
5. 取締役田中稔一及び取締役芳賀義雄は、社外取締役であります。
6. 監査役田中浩一及び監査役上野誠一は、社外監査役であります。
7. 当社は、取締役田中稔一及び取締役芳賀義雄並びに監査役田中浩一及び監査役上野誠一を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当事業年度中及び当事業年度終了後における取締役及び監査役の重要な兼職の異動は次のとおりです。なお、取締役高橋岳之は、2021年11月25日付で、三井海洋開発㈱が当社の子会社から持分法適用関連会社となったことにより、同社の社外取締役となっております。

氏名	兼職先の名称	兼職の内容	摘要
岡 良一	三井海洋開発㈱	社外取締役	2022年4月1日就任
高橋岳之	三井海洋開発㈱	社外取締役	2022年3月29日退任
芳賀義雄	日本製紙㈱	特別顧問	2021年6月29日退任
田中浩一	AIGジャパン・ホールディングス㈱	社外取締役	2021年6月30日退任

9. 監査役塩見裕一は、当社にて、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 監査役田中浩一は、三井物産株式会社にて、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
11. 取締役田中稔一及び取締役芳賀義雄並びに監査役田中浩一及び監査役上野誠一は、各々当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

12. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

<ご参考>

・取締役の担当（2022年4月1日現在）

地 位	担 当	氏 名
取 締 役 会 長		岡 良 一
代 表 取 締 役 社 長	（CEO、CCO、全般統括、成長事業推進室及び監査 法務部担当）	高 橋 岳 之
代 表 取 締 役 副 社 長	（社長補佐、CSO、CISO、エンジニアリング事業 管理室、経営企画部及び人事総務部担当）	松 村 竹 実
代 表 取 締 役 副 社 長	（社長補佐、CFO、財務経理部及びIR 室担当）	松 原 圭 吾
取 締 役		田 中 稔 一
取 締 役		芳 賀 義 雄

（注） CSO：戦略統括責任者（Chief Strategy Officer）

②取締役及び監査役の報酬等に関する事項

イ. 当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、常勤取締役の報酬は、固定報酬としての月例報酬及び業績連動報酬（株価連動報酬・利益連動報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職責に鑑み、月例報酬のみを支払う。

2. 月例報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の月例報酬は、固定報酬とし、役位に応じて他社水準・当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定された基準月俸を毎月支給する。

3. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、以下の2項目とする。

・株価連動報酬

株価を反映した現金報酬とし、基準月俸2ヶ月分の報酬基礎額を在任期間中毎年積み立てる。退任後1年を経過した年に支給を開始し、年1回一定の時期に在任期間と同期間支給する。支給額は、支給年に対応する在任年6月最終営業日の株価により支給年6月最終営業日の株価を除いた値を、対応する在任年の報酬基礎額に乗じた額とする。

・利益連動報酬

業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結投下資本利益率（ROIC）に応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給する。算出根拠となる連結ROICの値は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会に報告する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

月例報酬、株価連動報酬、利益連動報酬の割合については、役位によらず一定の構成とする。月例報酬と株価連動報酬の報酬基礎額の合計に対し、利益連動報酬は、その0%から50%の間で変動する。代表取締役社長は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

5. 代表取締役社長への委任

個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長岡良一がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の月例報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会の答申を経るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならない。

6. 上記の他報酬等の決定に関する事項

当社の取締役の報酬決定にあたっては、任意の報酬諮問委員会を設置している。同委員会には、独立社外取締役2名、及び代表取締役社長の計3名で構成され、独立社外取締役を委員長としている。

（注）報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性及び説明責任を強化するため、報酬諮問委員会（社長の諮問機関）に代わるものとして、2022年4月1日付で任意の報酬委員会（取締役会の諮問機関）を設置しました。同委員会は、独立社外取締役2名、及び代表取締役社長の3名で構成され、独立社外取締役を委員長としております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	利益連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	118 (18)	118 (18)	— (一)	7名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	68 (19)	68 (19)	— (一)	5名 (2)
合 計	186	186	—	12名

- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 2010年6月25日開催の第107回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額630百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額90百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は16名、監査役の員数は4名です。
4. 在任中の取締役に対する株価連動報酬については、本事業報告作成時点において支給額が判明しないため、上記の報酬等の額に含めておりません。
なお、株価連動報酬の対象として社外取締役は含まれておりません。
5. 取締役会は、代表取締役社長に対し各取締役の月例報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の状況等を勘案しつつ各取締役の業績について評価を行うには代表取締役社長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性について確認しております。
6. 上記のほか、退任された取締役5名に対して、在任時の株価連動報酬額7百万円を支給しております。

ハ. 利益連動報酬に関する事項

利益連動報酬にかかる業績指標は、当社の経営戦略に即した基準である連結投下資本利益率（ROIC）とし、経営効率を高め、また報酬と業績の連動性を高めることを目的としております。また、ROICの実績は△2.9%でありました。

③社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役田中浩一は、株式会社ホンダトレーディングの社外監査役を兼任しております。当社は、株式会社ホンダトレーディングとの間には特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

(イ)社外取締役

氏 名	取締役会 出席状況	取締役会における発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
田 中 稔 一	19回中19回 (100%)	出席した取締役会においては、大手総合化学会社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べるなど、当社グループの経営全般についての助言並びに独立した立場からの経営の監視・監督の役割を果たしております。また、任意の報酬諮問委員会委員長及び人事諮問委員会委員を務め、当社取締役の報酬決定や当社役員等の指名のプロセスに対する監視・監督を行っております。
芳 賀 義 雄	19回中19回 (100%)	出席した取締役会においては、大手製紙会社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べるなど、当社グループの経営全般についての助言並びに独立した立場からの経営の監視・監督の役割を果たしております。また、任意の報酬諮問委員会委員及び人事諮問委員会委員を務め、当社取締役の報酬決定や当社役員等の指名のプロセスに対する監視・監督を行っております。

(注)

当社は、2022年4月1日付で、社長の諮問機関である任意の報酬諮問委員会及び人事諮問委員会に代わり、取締役会の諮問機関である任意の報酬委員会及び指名委員会を設置しております。取締役田中稔一は、報酬委員会及び指名委員会の委員長を、取締役芳賀義雄は、両委員会の委員をそれぞれ務めております。

(ロ)社外監査役

氏 名	出 席 状 況		取締役会及び監査役会における発言状況
	取締役会	監査役会	
田 中 浩 一	19回中19回 (100%)	14回中14回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会においては、主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。
上 野 誠 一	19回中19回 (100%)	14回中14回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会においては、主に金融機関の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	267百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 上記の当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、第3四半期連結会計期間に連結の範囲から除外した三井海洋開発株式会社が支払うべき9ヶ月分の金額を含んでおります。

③会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、これらが適切であると判断し会計監査人の報酬等の額について同意しました。

④非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、それ以降、内部統制システムのさらなる充実を図るため毎年基本方針の見直しを行っております。直近では2022年3月31日開催の取締役会において以下のとおり見直し、決議しました。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化し、当社及び子会社から成る企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制をより強固にする。
- 2) 取締役会の監督機能を強化するため、独立した立場である社外取締役を選任する。
- 3) 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保を図る。
- 4) 監査役並びに監査役会が行うリスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 各経営会議体の運営に関する社内規程に基づき、各経営会議体の事務局は経営の意思決定及び業務執行に係る記録（電磁的記録を含む）を作成し、これを適切に保存、管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、これらをいつでも閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを推進する。
- 2) 事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役又は対象事案の担当取締役を委員長とする「特別危機管理委員会」において迅速に対応を検討し、損失の拡大を最小限に止める。
- 3) 経営に対する影響が大きい事業運営上のリスク管理については、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき、関係部署によるリスクチェックを行う。主要な子会社においては「リスク管理検討会議」を設置し、個社で自主リスクチェックを行い、その結果も踏まえて当社関係部署によるリスクチェックを行う。
- 4) 業務執行部門のリスク管理状況については、独立性及び客観性を持つ内部監査部門の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 定例取締役会並びに必要なに応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営会議等の経営会議体を組織し、それぞれの運営規程に定める機能に応じ経営の重要事項を審議し、意思決定を行う。
- 2) 取締役会で決定された業務分担により、取締役は責任と権限をもって担当部門において効率的に職務執行を行い、その執行状況について3カ月に1回以上、取締役会にて報告を行う。
- 3) 取締役会は、目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために当

社グループの目標値を年度予算として策定させる。その執行状況について3カ月に1回、取締役が経営会議構成メンバー他関係者に報告を行うとともに取締役会構成メンバーに報告を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) コンプライアンス体制については、「グループコンプライアンス運営規程」に基づき、当社取締役の中より選任されたチーフコンプライアンスオフィサーを委員長とする「グループコンプライアンス委員会」を設置し、独占禁止法の遵守を含め監視、啓発活動を推進する。
 - 2) 企業行動規準の遵守については、当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を推進し、周知徹底する。
 - 3) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社監査法務部長及び社外弁護士が当社及び当社子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設け、公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を確保する。
 - 4) コンプライアンス体制については、内部監査部門の内部監査により有効性を検証し、不備があれば是正する。
 - 5) 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努め、財務情報他会社情報の開示については、会社情報の情報開示に関する社内規程に基づき適時・適正な開示を行う。
6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 企業集団における「企業理念」、「経営姿勢」及び「行動規準」を定め、これを基礎として各社において必要な体制を整える。
 - 2) 経営管理については、子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」他の社内規程に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行う。
 - 3) 企業集団における財務報告に係る内部統制については、自己評価によるセルフチェックに加えて、内部監査部門の独立的評価により有効性を検証し、不備があれば是正する。
 - 4) コンプライアンスについては、「グループコンプライアンス運営規程」を子会社の役職員にも適用し、各子会社の内部統制を所管する取締役又は執行役員が当社の「グループコンプライアンス委員会」の指導のもとに、各社の実情に応じたコンプライアンス体制を整備する。
 - 5) 子会社の役職員も「ヘルプライン」の利用対象に含める。
 - 6) 子会社に関する当社の経営に重要な影響を及ぼすリスクは、「トータルリスクマネジメント」に包含し、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図る。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 1) 監査役の職務を補助する組織として業務執行部門から独立した「監査役室」を設置し、常勤の使用人を置く。
 - 2) 監査役室に所属する使用人は監査役の指示により監査役の職務の執行を補助する。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 監査役室に所属する常勤の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない。

2) 監査役室に所属する常勤の使用人の人事に関しては、監査役と協議し決定する。

9. 監査役への報告に関する体制

1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 経営会議体規程に基づき監査役は経営会議等に参加し、事務局は監査役に議事録を提出する。
- ② 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- ③ 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
- ④ 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- ② 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
- ③ 監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対して報告を求めることができる。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1) 公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を図る。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1) 監査役会が要求した場合は、監査役職務の執行に支障の無い様、適切かつ迅速に費用又は債務の処理を行う。

12. その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図る。
- 2) 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を通して、実効的な監査が行えるよう協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づく体制の整備、運用を行い内部統制システムのさらなる充実を図るよう努めております。2021年度の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

①内部統制システム

- イ) 当社ではCEOの指示に従い全社的な「内部統制システム」を構築するために、経営企画部担当役員を委員長とする「トータルリスク・内部統制委員会」を設置しております。同委員会はリスク管理に特化した委員会であり、実効性のあるリスク管理の実践に努めております。2021年度において同委員会を2回開催し、経営諸活動全般に係るリスクについて評価しております。同委員会での評価結果に基づき、個別のリスク対応策を実行しました。一方、「内部統制システム構築の基本方針」に係る関連法令への対応、財務報告に係る内部統制報告制度への対応などについては、同委員会に代わり経営企画部内に設置している内部統制室が、経営会議体及びCEOをはじめとする当社役員に適宜報告を行いました。

②リスク管理体制

- イ) 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクを期初に選定し、その重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを実践しております。重要なリスクについて経営者により適正な対応がなされているか、「トータルリスク・内部統制委員会」にて定期的にモニタリングを行いました。当期当社連結決算において損失計上の一因として、持分法適用関連会社の業績予想下方修正、為替影響などがあり、ガバナンス向上のための当該持分法適用関連会社への提言、タイムリーな為替予約によるリスクヘッジなど、改善策を講じております。
- ロ) 当社経営に対する影響が大きい事業運営上のリスクについて、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき当社関係部署によるリスクチェックを行いました。主要な子会社においては、個社に設置した「リスク管理検討会議」にて個社で自主リスクチェックを行いました。特に当社決裁を要する案件に関しては、個社の自主リスクチェックの結果を踏まえて当社関係部署によるリスクチェックを行い、リスク管理を行いました。
- ハ) 業務執行部門のリスク管理状況について、独立性及び客観性を持つ内部監査部門が社内規程に基づき上記②ロ.の当社のリスクチェック実施状況を確認しました。また、この他にも年間の監査計画に基づきグループ会社について内部監査を実施しました。
- ニ) 事業継続計画（BCP）については、緊急時に直ちに行動が起こせるよう適宜内容の見直しを行っております。

③コンプライアンス体制

- イ) 「グループコンプライアンス運営規程」に基づき2021年度において「グループコンプライアンス委員会」を2回開催し、当社及び子会社のコンプライアンス強化のため、グループ横断的な情報交換及び情報の周知を行いました。独占禁止法の遵守については、「グループコンプライアンス委員会」において、継続的に監視を徹底しております。
- ロ) 「企業行動規準」の遵守について、当社グループ新入社員に対するコンプライアンス研修を実施し、このほか、当社及び子会社の従業員に対するe-ラーニングによるコンプライアンス研修を実施するなど、継続的に当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を実施しました。

- ハ) 当社では法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社及び子会社並びにその取引先の全役職員などから相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設けており、公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、通報があった場合は適切に対応しております。

④グループ管理体制

- イ) 子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行っております。
- ロ) 子会社に関する当社の経営に重要な影響を及ぼすリスクは、上記②イ. の「トータルリスクマネジメント」に包含し、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図るよう努めております。

第119期事業報告の附属明細書

他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

事業報告12ページに記載のとおり。

以 上